

富津市国民健康保険運営協議会会議録

1	会議の名称	平成22年度 第1回国民健康保険運営協議会
2	開催日時	平成22年5月19日 9時00分～10時00分
3	開催場所	富津市役所 第2委員会室
4	審議等事項	報告事項 1. 平成21年度国民健康保険事業特別会計決算見込みについて 議題 1. 平成22年度国民健康保険税按分率(案)について 2. 富津市国民健康保険税条例の一部改正(案)について その他 1. 富津市国民健康保険運営協議会委員の研修会について 2. 国保連合会君津支部国民健康保険運営協議会委員研修会開催予定について
5	出席者	委員 齋藤 進 白石良造 杵崎兆延 渡辺早苗 三枝奈芳紀 山崎智子 高梨良勝 澤田春江 藤川正美 長谷川剛 事務局 佐久間清治 森田益光 嶺 道輝 正司富夫 大塚幸男 赤井明浩 堀岡榮子 榎本直美
6	公開又は非公開の別	公開 一部公開 非公開
7	非公開の理由	
8	傍聴人数	0人(定員2人)
9	所管課	健康福祉部 国民健康保険課 国民健康保険係 電話 0439(80)1271
10	会議録(発言の内容)	別紙のとおり

平成 22 年度 第 1 回富津市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日時 平成 22 年 5 月 19 日 (水) 開会 午前 9 時 00 分
閉会 午前 10 時 00 分
- 2 場所 富津市役所 第 2 委員会室
- 3 出席委員
齋藤 進 (1 号委員)
白石 良造 (1 号委員)
枚崎 兆延 (1 号委員)
渡辺 早苗 (1 号委員)
三枝 奈芳紀 (2 号委員)
山崎 智子 (2 号委員)
高梨 良勝 (3 号委員)
澤田 春江 (3 号委員)
藤川 正美 (3 号委員)
長谷川 剛 (3 号委員)
- 4 欠席委員
高本 建基 (2 号委員)
平川 恵敏 (2 号委員)
- 5 報告事項
平成 22 年度富津市国民健康保険事業特別会計決算見込について
- 6 議 題
1 平成 22 年度国民健康保険税按分率 (案) について
2 富津市国民健康保険税条例の一部改正 (案) について
- 7 その他
1 富津市国民健康保険運営協議会委員の研修会について
2 国保連合会君津支部国民健康保険運営協議会委員研修会開催予定
について
- 8 事務局職員
佐久間市長 森田健康福祉部長 嶺健康福祉部次長
正司国民健康保険課長 大塚国民健康保険課課長補佐
赤井長寿医療係長 堀岡特定健診推進係長 榎本主事

- 赤井係長 定刻となりました。本日欠席される旨ご連絡いただいている方を除いてお集まりいただいております。
それでは、ただ今より、平成22年度第1回富津市国民健康保険運営協議会をはじめさせていただきます。お手許の次第により進めさせていただきます。
なお、富津市国民健康保険運営協議会の委員定数は、12名でございます。本日、10名の委員の方に出席いただいておりますので運営協議会は成立いたします。
それでは、次第の2「会長あいさつ」でございます。高梨会長よりごあいさつをお願いします。
- 高梨会長 会長あいさつ
- 赤井係長 ありがとうございます。次第の3「市長あいさつ」でございます。佐久間市長よりごあいさつ申し上げます。
- 市長 市長あいさつ
- 赤井係長 続きまして、次第の4「富津市国民健康保険運営協議会委員の紹介」でございます。健康福祉部長の森田からご紹介申し上げます。
- 森田部長 委員紹介
続いて、職員紹介
- 赤井係長 続きまして、次第の5の議事でございます。富津市国民健康保険条例施行規則第6条に「運営協議会の議長は会長とする。」と規定されておりますので、議事進行は、高梨会長にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。
- 高梨会長 それでは、しばらくの間慣例に従いまして進行役を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。
早速、議事に入らせていただきますが、最初に平成21年度富津市国民健康保険事業特別会計決算見込についてお願い致します。執行部から説明をお願いします。
- 大塚補佐 健康福祉部の「平成21年度富津市国民健康保険事業特別会計決算見込」について、ご説明申し上げます。
お手許にございます資料の1ページをご覧ください。表の1番左に科目、その右の(a)列に3月補正後の平成21年度最終予算額、その右の(b)列に平成21年度決算見込額、更に、その右に決算見込額から最終予算額の差引き額、予算執行率を記載し、そして、表の右半分に科目ごとの説明を記載しています。

それでは、歳入について、科目ごとに、決算見込額と最終予算額を比較しながらご説明申し上げます。

なお、この決算見込額は、平成 22 年 4 月末において補足している内容を記載しています。

まず、国民健康保険税についてご説明申し上げます。表の中ほどよりやや上に国民健康保険税の計の行があり、その(b)列に決算見込額を記載しています。18 億 8,619 万円の決算見込で、最終予算額に対して 3,055 万 9 千円が減収となる見込みです。これは、被保険者数の減少が主な要因でございます。

次に国庫支出金です。合計で、16 億 4,502 万 6 千円の決算見込で、最終予算額に対して、3,885 万 2 千円の増額となる見込みです。これは、算定係数の変動等によるもので、翌年度に精算を行います。

また、 の調整交付金の特別調整交付金 8,536 万 7 千円のうち、8,500 万円は富津市の経営姿勢が認められ、特別に交付されたものです。

次に の療養給付費等交付金です。この交付金は、退職被保険者に係る保険給付費等の額から、退職被保険者に係る国民健康保険税及び前期高齢者交付金を控除した額が、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。2 億 966 万 8 千円の収入見込みで、最終予算額に対して、1,847 万円が増額となる見込みです。算定係数の変動が要因です。これもまた、翌年度に精算を行います。

次に前期高齢者交付金です。高齢被保険者の偏在による医療保険者間の財政調整を行う目的で、社会保険診療報酬支払基金から概算交付されるものです。12 億 4,904 万 1 千円の決算見込みです。

次に県支出金です。合計で 2 億 7,479 万 3 千円の決算見込で、最終予算額に比べ 412 万 2 千円の増収が見込まれます。

次に共同事業交付金です。これは医療費の額が 30 万円を超える場合の 8 万円を超える部分の額から、前期高齢者交付金相当額を控除した額の 59%が千葉県国民健康保険団体連合会で行っている共同事業から交付されるもので、最終予算額に比べ 394 万 2 千円増の 7 億 3,919 万 6 千円の決算見込みです。

次に繰入金です。事務経費の節約などで一般会計繰入金が減少したことにより、最終予算額に比べ 1,657 万 1 千円減の 5 億 4,478 万 7 千円の決算見込みです。

次に繰越金です。平成 20 年度からの繰越金で 2 億 2,307 万 2 千円です。

次にその他の収入です。国民健康保険税の督促手数料及び延滞金、不当利得や第三者行為求償による保険給付費の返納金、介護従事者処遇改善臨時特例交付金などの収入で、2,572 万 9 千円の決算見込額です。

以上の歳入を合計しまして、最終予算額に対しまして、3,121 万円増の 67 億 9,750 万 2 千円の決算となる見込みでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。2 ページをご

覧ください。

まず、総務費です。これは国民健康保険を運営するための事務費及び職員給与費で、1億6,891万8千円の決算見込みです。この部分は、すべて一般会計から繰入が行われます。

次に保険給付費です。中ほどより下に保険給付費の計の行があります。最終予算額に対しまして、1億1,965万2千円減の41億9,077万9千円の決算見込です。

これは、3月補正の時点で、平成21年12月までの支払実績から8.18%と見込んだ、被保険者1人当たり給付費の対前年度伸び率が5.24%だったことによるものです。

次の後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度を支援するため、後期高齢者医療の保険給付費の40%相当額を負担するために拠出するもので、8億2,013万9千円の決算見込となります。これは概算納付ですので、翌々年度に精算することとなります。

次の前期高齢者納付金等は、高齢被保険者の偏在による医療保険者間の財政調整を行う前期高齢者交付金の被保険者数割の拠出金で、233万3千円の決算見込みです。

次の老人保健拠出金は、平成19年度に概算納付してあります拠出金の精算分で、3,405万5千円の決算見込みです。

次の介護納付金は、介護保険給付費の30%相当額を医療保険者として負担するために拠出するもので、3億1,684万7千円の決算見込みとなります。内容は、前々年度分の精算と本年度分の概算納付です。

次の共同事業拠出金については、国民健康保険団体連合会で実施する医療費の額が30万円を超える場合の共同事業に対する拠出金で、千葉県全体では高額医療費が減少したことから、当初予算に比較して9,105万5千円減の7億5,259万7千円の決算見込です。

次の保健事業費については、最終予算額に対して989万円減少の6,642万3千円の決算見込みです。

次のその他の支出につきましては、基金積立金、過誤納国民健康保険税の還付金、国県支出金返還金などで、最終予算額に対しまして、626万4千円減少して1億7,941万2千円の決算見込みです。

以上の歳出を合計しまして、65億3,150万3千円の決算見込みとなり、歳入歳出差引きしますと下の表にありますとおり、2億6,599万9千円の剰余金が生ずる見込みでございます。

なお、平成22年度当初予算において、平成21年度からの繰越金を約1億2千万円見込んでいるため、実質的な剰余金は約1億4千万円となります。

以上で、報告事項「平成21年度富津市国民健康保険事業特別会計決算見込について」の説明を終わります。

高梨会長

説明がおわりましたが、何か質問はございますか。

長谷川 委員 今回から協議に出席となり、当初からの出席ではなかったの
お聞きしたいのですが、国民健康保険税からマイナス部分がでた
ということでその理由が被保険者数の減少とのことですが世帯数
と加入者数を教えていただきたいのですが。

大塚補佐 平成 2 1 年度の当初では、被保険者数が 18,486 人、平成 2 2 年
3 月末では 18,234 人になります

長谷川 委員 ということは、極端に減少しているわけではないですね。

大塚補佐 そうですね。約 250 人の減少になります。

長谷川 委員 ありがとうございます。

高梨会長 他に何か質問はございますか。

それでは、質問がないようですので議題に入らせていただきます。

平成 2 2 年度富津市国民健康保険税按分率（案）についてを議
題といたします。説明をお願いいたします。

大塚補佐 議題 1 「平成 2 2 年度国民健康保険税按分率（案）について」
ご説明申し上げます。

資料の 7 ページをご覧ください。まず、国民健康保険税按分率
の決まり方についてご説明いたします。

左側をご覧ください。国民健康保険税は、市県民税や固定資産
税と違い、法律に課税標準額及び標準税率が定められている訳で
はありません。まず、 出産育児一時金、葬祭費などの任意給付
を含めた保険給付費と、被保険者の健康維持増進を行う保健事業
費がどのくらいになるかを見積もり、次に、 これらの保険給付
費及び保健事業費に対する国、県等からの補助金などの額を見積
もります。次に、 保険給付費等を見積額からこれらに対する補
助金などの額を差し引いて、確保しなければならない国民健康保
険税の全体額を求めます。続いて、 被保険者数及び世帯数を把
握するとともに、被保険者個々の所得額及び固定資産税額を積上
げて加入者全体の所得額及び固定資産税額を把握します。最後に、

国民健康保険税の全体額を確保するために、被保険者個々にど
のような割合で負担していただくかを検討します。この所得や被
保険者数などに応じて賦課する割合が国民健康保険税の按分率と
なります。

富津市の按分率は、下の表にありますとおり被保険者の所得に
応じて賦課する所得割額、被保険者の固定資産税額に応じて賦課
する資産割額、被保険者の人数に応じて賦課する被保険者均等割
額及び世帯当りに賦課する世帯別平等割額の 4 方式を採用して
います。

それでは、資料の4ページをご覧ください。上段に「1 平成22年度本算定見込」という表がございます。これは、既に賦課決定されている固定資産税の額、平成22年4月末で捕捉している被保険者数、世帯数及び所得額を基に、平成22年度国民健康保険税の基礎課税額を仮算定したものです。

表の左から2列目に、先ほどの4つの区分があり、その隣に課税総所得金額、固定資産税額、被保険者数及び世帯数を記載しています。これに、その隣に記載されている按分率を乗じて算出税額を求め、この算出税額からその右に記載されている、種々の控除額を控除して求めた賦課総額に、表の右から2列目にある予定収納率を乗じると収納見込額「あ」となり、この12億3,049万5千円が、平成22年度本算定における国民健康保険税基礎課税額の収納見込額となります。

次に、下段に「2 平成22年度当初予算」という表があります。これは当初予算積算時において収入予定額を見込んだものです。本算定見込と同じ方法で算定したもので、一番右の「い」の欄の12億7,752万9千円が、当初予算で見込んだ国民健康保険税基礎課税額の収納見込額です。

そうしますと、一番下の小さな表に記載のありますとおり基礎課税額分では、当初予算に比べ4,703万4千円の減収が見込まれることとなります。

次に、5ページをご覧ください。この表は同じように、後期高齢者支援金等課税額の本算定額を見込んだものです。一番下の小さな表に記載してありますとおり、後期高齢者支援金等課税額分では当初予算に比べ、1,138万6千円の減収が見込まれます。

続いて、6ページをご覧ください。この表は介護納付金課税額の本算定額を見込んだものです。一番下の左側の表にありますとおり、介護納付金課税額分では当初予算に比べ、1,165万3千円の減収が見込まれ、国民健康保険税全体では、その右「収入見込額の差異の合計額」の表にありますとおり7,007万3千円の減収が見込まれます。これは、昨今の景気低迷による課税所得の減少が主な要因と思われれます。

なお、国民健康保険税の本算定額を見込むに当たっては、基礎課税額の賦課限度額を47万円から50万円に、後期高齢者支援金課税額の賦課限度額を12万円から13万円に引き上げることを想定して積算しており、これによる影響額は約1,230万円ほどでございます。

それでは、3ページをご覧ください。前置きが長くなりましたが、議題1「平成22年度国民健康保険税按分率(案)について」ご説明申し上げます。

平成21年度に適用されていた国民健康保険税按分率は、平成19年度において、平成20年度、平成21年度及び平成22年度の3カ年間の保険給付を積算のうえ、更に、被保険者数の変動を加味した中長期計画に基づいて設定したところです。平成22年4月末の状況による国民健康保険税本算定見込額は、当初予算額と比較

すると 7,000 万円ほど減収となる見込みである旨ご説明申し上げましたが、平成 22 年度におきまして、収納率の向上に努めるとともに、引き続き、国、県の調整交付金の確保に向けた事業を展開し、減収となる国民健康保険税の補填をしていきたいと考えております。

よりまして、平成 22 年度国民健康保険税按分率につきましては、平成 21 年度の按分率を据置きたいと考えております。

以上で、議題 1「平成 22 年度国民健康保険税按分率（案）について」の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます

高梨会長 説明は終わりましたが、何か只今の説明に対し質問はございますか。

高梨会長 これは将来展望ですが、按分率はこのままでしばらくは維持できるのでしょうか。

正司課長 今年度につきましては、補佐から申し上げましたように国の補助金等の確保によりましてこのまま平成 21 年度と同じ按分率で行きたいと考えております。

平成 23 年度以降の按分率につきましては、4 方式の中の所得の部分でございますが昨今、住民税のほうも下がっていると聞いておりますので大変難しく、検討して行きたいと思っております。

しかし、このことにつきましては、景気が大きく作用いたしますので今後の景気を見据えながら検討してまいりたいと考えております。

高梨会長 他に質問はございますか。

毎回聞いていることではございますが、突然、集団風邪のようなものが発生した場合は一般会計からの繰入も止むを得ないと思っておりますが、それは確保してあるのでしょうか。

市長 平成 19 年度にも赤字決算が見込まれるということもあり、緊急避難的に一般会計から補てんするよう予算措置したわけですが、補助的に一般会計から補てんするということではなく、あくまでも特別会計でありますので、その趣旨、制度をふまえたうえで事業運営し、突発的理由により赤字決算になる場合には緊急避難的な補てんをせざるを得ないと考えております。

高梨会長 以前には積立金というものがありませんでしたが、積立金がないということであれば補てんをせざるを得ないでしょうね。

他に何か質問はございますか。

それでは、他に質問がないようですので平成22年度富津市国民健康保険税按分率については、諮問のあったとおりとすることによい旨答申することによろしいでしょうか。

委員 異議なし。

高梨会長 それでは、この旨答申いたします。なお、答申書の文面については一任いただけますでしょうか。

委員 異議なし。

高梨会長 異議がないようですので2番目の議題に移りたいと思います。

国民健康保険税条例の一部改正(案)についてを議題といたします。説明をお願いします。

正司課長 議題2の富津市国民健康保険税条例の一部改正(案)について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、協議会資料8ページお開きください。

はじめに主な改正理由について、説明させていただきます。

1点目といたしまして、今後、医療費が増嵩し、国民保険税総額が増加していく中、課税限度額の該当世帯を一定の割合に保つという従来の考え方を転換し、中間所得者の負担軽減のため、地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額が、47万円から50万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が、12万円から13万円に引き上げられたことに伴い、改正しようとするものでございます。

2点目といたしましては、解雇や倒産によって失業した非自発的失業者が、国民健康保険に加入した場合、在職中の保険料負担と比較して過重にならないよう、地方税法の一部改正により軽減措置が創設されたことに伴い改正しようとするものでございます。

3点目といたしましては、健康保険や共済組合などの被用者保険の被保険者本人が、後期高齢者医療制度に移行することに伴って、被用者保険の被扶養者が国民健康保険の被保険者になった者については、それまで保険料を賦課されていなかったことに鑑み、国民健康保険税が2年間軽減されますが、この軽減期間を「当分の間」に改正しようとするものでございます。

それでは、具体的な内容につきましては、国民健康保険税条例「新旧対照表」に基づいて、改正条ごとにご説明申し上げます。恐れ入りますが、協議会資料の10ページをお開きください。

なお、本協議会資料とは別に、「富津市国民健康保険税条例の一部改正(案)関係資料」をお配りしてございますので併せてご覧いただければと思います。

第2条第2項及び第3項の改正につきましては、併せて説明さ

せていただきます。これは、「地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令」第1条の規定により、医療費が増嵩し、課税総額が増加していく中であって、中間所得者の負担軽減を図るため、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を47万円から50万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を12万円から13万円に改められたこと並びに議題1の平成22年度の国民健康保険税按分率(案)の中で、ご説明いたしましたように、約7千万円の歳入不足が予測されることから、富津市国民健康保険税の基礎課税額の課税限度を47万円から50万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を12万円から13万円に改めようとするものでございます。

なお、参考までに介護分の課税限度額は、21年度に9万円から10万円に改正されております。

今回の限度額引き上げによる影響額につきましては、4月末での試算になりますが、基礎課税額の影響につきましては、該当世帯数 311世帯影響額は 8,855,000円の見込みでございます。

後期高齢者支援金等課税額の影響につきましては、該当世帯数 358世帯影響額は 3,416,000円の見込みでございます。なお、木更津市、君津市、袖ヶ浦市も本市と同様の改正を予定していると聞いているところでございます。

次に、協議会資料の17ページをお開きください。第11条の改正につきましては、国民健康保険税の納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得の合計が、一定額以下の場合における減額について規定したもので、いわゆる低所得者世帯に対する減額について規定したのですが、第2条第2項及び第3項の改正と併せて基礎課税額の課税限度額を47万円から50万円に、また、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を12万円から13万円に改めようとするものでございます。

また、同条第1号から18ページの第3号の改正につきましては、いわゆる低所得者世帯の国民健康保険税を軽減する場合に一般被保険者の基礎課税額の均等割総額及び平等割総額の合算額が、一般被保険者の基礎課税額総額に占める応益割合に応じて減額割合を定める「地方税法第703条の5第2項」が削除されたことにより、「第703条の5第1項」を「第703条の5」に、また、条文を金額で明示するため、「法第314条の2第2項」を「33万円」に改めようとするものでございます。

具体的には、応益割合による減額割合を定める規定が削除されたことから、基本的には、所得階層区分に応じて7割、5割、2割を減額できることとし、この減額が困難であると認める市町村は、6割、4割に、さらに困難と認める市町村は、5割、3割にすることができることとしたものでございます。

なお、本市は20年度から7割、5割、2割の減額規定を適用すべく条例改正されています。

次に、協議会資料の19ページをお開きください。第11条の

2 につきましては、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例規定を追加するもので、協会けんぽなどの被用者保険に加入していた者が、解雇や倒産によって失業した場合には、原則として国民健康保険に加入することになりますが、その場合の国民健康保険税の算定においては、応益割負担が求められ、また、所得割の算定や減額判定も在職期間であった前年所得を基に行われることから多くの場合、負担が過重となります。今回、国民健康保険の被保険者が、非自発的な理由により離職した一定の者、「特例対象被保険者等」である場合においては、在職中の保険料負担と比較して過重とならないよう、前年所得の中に給与所得がある場合には、その給与所得は、100分の30に相当する額により、保険税を算定するとともに、第11条の低所得世帯に対する減額判定につきましても、適用することとする規定を追加するものでございます。軽減の対象期間につきましては、離職の日の翌日の属する年度の翌年度末まででございます。

具体的に申しますと、この規定は、平成22年度以後の国民健康保険税から適用されますので、例えば、22年3月30日に退職された方は、翌日は31日でまだ21年度でありますので、22年度の保険税のみの対象となり、3月31日に退職された方は、翌日は22年度になりますので22年度及び23年度の2ケ年の保険税が対象となるものでございます。

なお、対象となる非自発的な理由により離職した一定の者「特例対象被保険者等」とは、65歳未満の国民健康保険の被保険者又は特定同一世帯所属者のうち「雇用保険法第23条第2項に規定する特定受給資格者」あるいは、「雇用保険法第13条第3項に規定する特定理由離職者」であって、雇用保険受給資格証の交付を受けている者でございます。

次に、協議会資料の20ページをお開きください。第12条の2第1項の追加につきましては、ただ今ご説明いたしました第11条の2の特例対象被保険者等に係る申告書の提出を規定したものでございます。

また、同条第2項につきましては、申告書を提出する際に、特例対象被保険者等であることを証明する「雇用保険受給資格者証」を提示することを規定したものでございます。

次に、協議会資料の23ページをお開きください。附則第3項の改正につきましては、追加した第11条の2において、所得税法の定義をしたことにより「(昭和40年法律第33号)」を削るものでございます。

また、第11条の改正で、ご説明いたしましたように、地方税法第703条の5第2項が削除されたことにより、「第703条の5第1項」を「第703条の5」に改めようとするものでございます。

次に、協議会資料の26ページをお開きください。附則第14項及び27ページの第15項の改正につきましては、「所得税法等の一部を改正する法律」第17条の規定により、「租税条約の実施

に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」の題名が「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改められたことによる改正で、条例の内容を変更するものではありません。

次に、附則第17項の追加につきましては、健康保険や共済組合などの被用者保険の被保険者本人が、後期高齢者医療制度に移行することに伴って、被用者保険の被扶養者が、国民健康保険の被保険者になった者については、それまで保険料を賦課されていなかったことに鑑み、納税義務者からの申請に基づき、国民健康保険税の所得割額及び資産割額が免除され、均等割額が2分の1に、また、被保険者が1人の場合は、平等割額も2分の1とする軽減措置の期間を「2年間」から「当分の間」に改正しよとしますのでございます。もう少し解り易い例で申しますと、共済組合などの被用者保険に加入していた夫が75歳に達したことにより、後期高齢者医療制度に移行することに伴い、その扶養となっていた妻が国民健康保険に加入した場合、これまで妻は、保険料を負担していなかったことに鑑み、国民健康保険税が減免されますが、この減免可能期間の「2年間」を「当分の間」とする改正でございます。

次に、協議会資料の28ページをお開きください。改正附則第1項の規定につきましては、「富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の施行期日を公布の日からと定めるものがございます。

次に、改正附則第2項の規定につきましては、改正後の国民健康保険税条例の規定は、22年度以降の年度分について適用し、21年度分までは、従前の例によることを定めるものがございます。

以上で、議題2の富津市国民健康保険税条例の一部改正（案）についての説明を終了させていただきます。

高梨会長 他に何か質問はございますか。

正司課長 補足になりますが、只今ご説明いたしました非自発的失業者のご相談を受けている現在の件数ですが、39件ご相談をいただいているところでございます。

高梨会長 他に何か質問はございますか。

他に質問がないようですので富津市国民健康保険税条例の一部改正（案）について諮問のあったとおりとすることでよい旨答申することによろしいでしょうか。

委員 異議なし。

高梨会長 それでは、この旨答申いたします。なお、答申書の文面について

は一任いただけますでしょうか。

委員 異議なし。

高梨会長 異議がないようですので2番目の議題については以上になります。ありがとうございました。
続きまして、「その他」に移らせていただきますが事務局から何かございますか。

正司課長 それでは、「その他」でございますが、富津市国民健康保険運営協議会委員の研修会についてですが、毎年度実施しておりますこの研修会の実施についてご協議いただきたいと思っております。

高梨会長 只今ご説明がありましたが、毎年先進市の視察を行っておりますが、今年はいかがいたしましょうか。
去年は長野でしたね。

大塚補佐 はい、去年は草津でした。一去年は長野県佐久市でした。

高梨会長 研修会を行ったほうがプラスになると思っておりますが、皆さんどうでしょうか。
いつも開催するとすれば秋頃でしたよね。

大塚補佐 はい、9月から10月にかけてです。

高梨会長 皆さんどうでしょうか。例年どおり行いましょうか。

皆さん職種が異なるのでなかなか予定どおりにとは難しいでしょうが、今年も開催するというところでよろしいでしょうか。

委員 はい。

高梨会長 それでは、皆さんのご都合の良い時期ということでいつ頃に致しましょうか。

長谷川 会長及び事務局に一任いたします。

委員

高梨会長 それでは、私と事務局に一任願います。日程については秋頃を予定として調整させていただき、皆さんにご連絡致します。

他に何かございますか。

正司課長 それでは、二つ目といたしまして毎年開催しております国保連合会君津支部の国民健康保険運営協議会委員の研修会でございますが、今年度は8月4日水曜日午後3時から君津市のホテル千成

を予定しております。また、同日、富津市ではこの研修会に併せまして開催の前に今年度第2回目の国民健康保険運営協議会を開催させていただきたいと思っております。

高梨会長 他に何かございますか。

藤川委員 今日二つの議題を行いました。私は委員になってまだ間もないので説明いただいてもわからない部分もありまして、できましたら会議の資料を事前に配布していただければ前もって勉強ができますのでできましたら次回から事前配布していただけたらと思います。

正司課長 実は、この資料を作成するデータが先週の13日木曜日の夕刻に納品となり、土日に出勤し、資料を作成したという状況です。
委員の皆様にはできるだけ早く完成次第お配りしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

高梨会長 できるだけ早くお願いしますね。

他に何かございますか。

長谷川委員 先ほどご説明があったように、約7千万円の歳入不足が予測されるということですが、さらに心配なことがありまして、特定健診の受診率のことですが、担当の方が個別訪問したり、商工会や観光協会を通してパンフレットを配布したり努力をしているのがわかります。

そこで、我々協議会でも何か受診率アップにつながることはできないでしょうか。

というのも受診率が2年後に定められた数値に到達しなければ約8千万円ほどのペナルティが課せられ、直接被保険者にはね返ってくるということなのでぜひともこの協議会でも何かPR活動等できたら良いなと思っております。

高梨会長 そうですね。何か良い案はございますか。

堀岡係長 貴重なご意見ありがとうございます。

平成20年度の受診率は約33%のところ低迷しており、平成21年度は、64歳までの未受診者約6千人を対象にその中の約2千人を個別訪問してお会いできましたが、実績では約5百人増の初回受診でした。なかなか厳しい状況です。

昨年の訪問の中で、治療中だから私はいいですという方もいらっしゃいました。

しかし、治療中の方でも受診の算定対象の中に含まれるのです。治療中の方でも健診を積極的に受けるというのが国の方針ですのでいくら治療中とはいえ、生活習慣病は自己管理がコントロール

の基本になりますので、やはり自己管理の指標として健診を受ける意義があるのではないかと思います。

三枝先生や医師会のほうにもお願いをしまして、医療機関へのポスター掲示と、主治医から患者へ健診を勧めるリーフレットの配布をしてもらうようお願いしようと思っております。

昨年は64歳までの約6千人の集団健診対象者に個別訪問していましたが今年は65歳以上の個別健診者を含む9千人を対象に個別訪問をしていく予定であります。

また、市内の約140件ある美容院、理容院にポスターの掲示等をお願いしているところです。散髪などをしているときに健診のことが話題になればと思います。

そして、民生委員会や区長会の代表の方々に地域の会合があるときに健診のPRにうかがいたいと申し入れをさせていただいており、これから電話等での勧奨もさせていただきたいと考えております。

受診率アップを今年度の大きな課題として取り組んで参りたいと思っておりますのでご協力をお願いいたします。

高梨会長 今お話がありましたように、できるだけ協力をして取り組んで行かなければPRというものは難しいものですね。

他に何かございますか。

白石委員 5月の議会だよりで発表した国民健康保険の数字とこの協議会で発表した数字が異なるのですが何故でしょうか。

大塚補佐 議会だよりで掲載いただいた内容は平成21年度の当初予算と平成22年度の当初予算の比較でありまして、この協議会での内容は平成21年度3月補正後の最終予算額と平成21年度決算見込額との比較になりますので白石委員のおっしゃった数字と異なると思います。

白石委員 わかりました。

高梨会長 特別調整交付金は今までの金額と変わりはありませんか。

大塚補佐 平成20年度におきましては1億円、平成21年度は8千5百万円の特別調整交付金をいただいております、千葉県下の中でこの規模の交付金をいただいている市は少ないところであります。

また、平成22年度の見込み額であります、先ほど保険税が減収するというお話をさせていただきましたが、この特別調整交付金につきましても平成21年度の数額よりは下がるような心づもりをしておいてくださいという担当者レベルからのお話がありました。

恐れ入りますが、資料の7ページの左側をご覧ください。

ただし、この特別調整交付金につきましては、療養給付費負担金34%、国の調整交付金9%のうち2%が特別調整交付金となっております。

この2%の部分については、9%の調整交付金内で国が配分をするものでありますのでその総額が減るということは、減った額と同額とはなりません。残りの7%の部分が増えなければなりませんので特別調整交付金の部分の割合が減少したとしても理屈から言えば一般の調整交付金の額が増えるということになります。

高梨会長 委員の皆さんに認識しておいてもらいたいのですが、この特別調整交付金をいただいている市町村は少ないのですよね。

大塚補佐 全保険者の3分の1以内ということになっておりますが千葉県においてはそれを下回っております。
20市町村を上回らない状況でございます。

高梨会長 特別調整交付金をいただくのといただかないのとでは大変な差があります。委員の皆さんもこの努力を評価しなければなりませんね。

他に何かありますか。

藤川委員 先ほど「その他」で話がありました研修会の件ですが、昨年の草津は保険税の収納率の高いところということでしょうか。担当の方のお話を聞き大変参考になりましたが、今年度は、特定健診の受診率の高いところを視察してみたいかでしょうか。一つの案として述べさせていただきます。

高梨会長 他に何か質問ありますか。

ないようですので以上を持ちまして本日の協議会を閉会といたします。早朝から御審議ありがとうございました。

(午前10時00分閉会宣言)

上記のとおり会議の経過を記載し、事実と相違ないことと証するためにここに署名する。

平成22年 月 日

議事録署名人